

国民健康保険税の納税通知書を7月上旬に送付します

●納税義務者は世帯主
世帯主が国民健康保険に加入していない場合、同一世帯に国民健康保険加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

●国民健康保険税の計算方法
「医療分」「後期高齢者支援分」「介護分」ごとに計算した「所得割額」「均等割額」「平等割額」を合算して、世帯ごとに算出します。なお、世帯の所得に応じて「均等割」と「平等割」に7割、5割、2割の軽減制度があります。未申告の人は令和3年中の所得申告をお願いします。(国民健康保険に加入していない世帯主も申告が必要です)

●非自発的失業者に対する軽減制度
非自発的失業(会社の倒産や解雇、雇用期間満了など)により国民健康保険に加入した65歳未満の人は、雇用保険受給資格者証を添えて申請することにより、軽減が受けられます。

介護保険料の納入通知書を7月上旬に送付します

今年度65歳になる人は、誕生日以降に送付します。介護保険料は、介護サービスにかかる費用を予測して基準額を決め、それを基に、対象者の市民税の課税状況や所得、対象者世帯の市民税課税状況などに応じて、9段階に分かれています。

この基準額は3年ごとに見直しが行われており、令和3年度からの基準額は、年額72,000円です。

後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月中旬に送付します

年間の保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の前年中の所得に応じて決まる「所得割額」を合算して算出します。

〔計算方法〕
年間保険料(限度額 66万円)
||
均等割額 50,800円
+
所得割額
基礎控除後の総所得金額など × 所得割率 9.80%

【今年度の税率と課税限度額】

	計算方法	医療分 (加入者全員)	後期高齢者支援分 (加入者全員)	介護分 (40~64歳)
所得割	(前年の総所得-基礎控除43万円)×税率	7.4%	2.6%	2.2%
均等割	加入者の人数×税額	1人につき 29,000円	1人につき 8,400円	1人につき 8,000円
平等割	1世帯当たりの税額	27,000円	8,400円	8,000円
課税限度額		65万円	20万円	17万円

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納め方

納付書または口座振替の人(普通徴収)

特別徴収の対象とならない人、市内に転入してきた人、保険料の額が変更になった人、年度の途中で制度の対象年齢になった人(介護保険料:65歳、後期高齢者医療保険料:75歳)

【納め方】

- ①納付書で市役所・各支所・指定金融機関の窓口で納付
- ②口座振替で納付(金融機関に届け出が必要)

※口座振替手続きは、「国民健康保険税」「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」のそれぞれで届け出が必要です。

※全期前納を希望する人は、**全ての納付書(8枚綴り)**で納めてください。(全期前納用納付書は添付されていません)

※10月支給分の年金から保険税・保険料の天引きが開始される人は、第1期、第3期は納付書または口座振替で納めてください。

※国民健康保険税のみコンビニやスマートフォンアプリでの納付が可能です。

納期限	期別	納期限	期別
11月30日(水)	第5期	8月1日(月)	第1期
12月26日(月)	第6期	8月31日(水)	第2期
1月31日(火)	第7期	9月30日(金)	第3期
2月28日(火)	第8期	10月31日(月)	第4期

年金から天引きされる人(特別徴収)

年金が年額18万円以上の人で、国民健康保険税と介護保険料の合算額、または後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない人

【納め方】年6回の年金支給月に天引き

- 仮徴収 納付月:4・6・8月
前年の所得が確定していないため暫定額を天引きします。
- 本徴収 納付月:10・12・2月
確定した額から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて天引きします。

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、特別徴収を中止して口座振替に変更することができます。変更する場合は、税務課で手続きをしてください。ただし、滞納が無いなど一定の要件を満たしていないと変更できません。

※国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の掛け金は、所得税や住民税の社会保険料控除の対象です。

新型コロナウイルス感染症の影響による保険税(料)の減免について

世帯の主な生計維持者の令和4年中の事業収入などが前年より30%以上減少した場合、または減少見込みの場合は、申請により保険税(料)の減免ができます。該当すると思われる人は、税務課へご相談ください。



▲13人で手分けして植え付けました

サツマイモの植え付けにチャレンジ!

5/25 麻小学校周辺

麻小学校の5年生が、サツマイモの苗の植え付けを体験しました。子どもたちに農業の大切さを知ってもらうため、地域の休耕田を活用して麻環境保全会と高瀬町公民館麻分館が毎年実施しているもので、今年で4年目になります。子どもたちは植え方を教わりながら、畝に穴を掘り一つずつ丁寧に苗を植えていきました。

この日植えたサツマイモは秋頃に収穫し、冬に焼き芋大会を行う予定です。



薬膳を学んで、いきいき健康ライフに!

6/2 高瀬茶業組合

市総合政策アドバイザーに就任した数崎友宏さんを講師に招き、「数崎シェフの薬膳講座~いつもの食卓に取り入れる簡単薬膳料理~」が開催されました。講座には55人が参加し、薬膳の基礎知識や日常で取り入れやすいレシピを学びました。



地域の活性化について 県知事と意見交換

5/26 URASHIMA VILLAGE

「県政について話そう」と題し、浜田県知事および山下市長、5人の地元事業者が集まり、意見交換会が開催されました。荘内半島の絶景を前に、地域の活性化について活発な意見交換が行われました。